

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

**新潟県教育委員会規則第6号**

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部改正)

**第1条** 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><b>別表第1</b> (第3条関係) 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第6</b> (第7条関係) (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>	<p><b>別表第1</b> (第3条関係) 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第6</b> (第7条関係) (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年新潟県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年新潟県教育委員会規則第13号)の施行の日において同規則附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者)にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあって</p>	<p><b>附 則</b> 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年新潟県教育委員会規則第13号)の施行の日において同規則附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者)にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあって</p>

<p>は、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(教育長が定める職員を除く。)には、<u>平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</u>を給料として支給する。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>は、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(教育長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>8～11 (略)</p>
---	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。